商品概要説明書－自由金利型定期預金－
＜大口定期預金＞

2025年3月25日現在

項　目	内　　容
1.商品名	自由金利型定期預金＜大口定期預金＞
2.ご利用者	どなたでもご利用いただけます。 ただし、いちょう並木支店ではお取扱しておりません。
3.期間	【定 型 方 式】　1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年 【満期日指定方式】 1カ月超5年未満
4.預入方法	現金、小切手その他の証券類、他の預金口座からの振替で随時お預入れいただけます。 なお、証券類の場合はその証券類の決済日が預入日となります
預入金額	1,000万円以上、1円単位
5.払戻方法	元金は満期日以降、お利息とともにお支払いいたします。 なお、満期日に自動的に解約し、ご指定の預金口座に入金する方法もお選びいただけます。
6.利息	
(1)適用利率	預入日（または継続日）に当社の店頭に表示する「自由金利型定期預金」の利率を適用します。この利率は満期日まで変わりません。
(2)利息計算方法	1年を365日として日割計算します。（付利単位：1円）
(3)中間利払い	○ 期間が2年以上のものは、預入日から1年毎に中間利払いを行います。 （中間利払利率：約定利率×70%） **ただし、満期日までの期間が1年未満の場合は中間利払いは行いません。** ○ 個人のお客さまは、利息分割受取方式を選択できます。 期　　間　：【定型方式】 1年、2年、3年、4年、5年 【満期日指定方式】　1年超5年未満 中間利払　：ご指定の利払間隔（1カ月ごと、2カ月ごと、3カ月ごと、6カ月ごとの中からお選びいただけます）で、中間利払を行います。 （中間利払利率：約定利率×100%）
(4)満期時のお取扱い	定型方式の場合、次の自動継続のお取扱いができます。 ① 元加継続：満期日に元金とお利息の合計額を新しい元金として継続する方法 ② 利払継続：満期日にお利息はお受取指定口座に入金し元金のみ継続する方法
(5)期日後利息	**満期日以後の利息は、解約（または継続）日における普通預金利率を適用します。**
7. 税金	**○ 法人のお客さま：総合課税** **○ 個人のお客さま：20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の源泉分離課税 マル優の場合を除く**
8.手数料	ございません。
9.付加できる特約事項	**自動貸越サービス（総合口座の当座貸越）** **お預入れいただいた定期預金を担保に、自動貸越サービスをご利用になれます。** **（個人のお客さまに限ります。）** **ただし、利用限度額は、定期預金残高の90%(最高500万円）までとなります。** **貸越利率＝担保定期預金の約定利率＋0.5%**

（次頁に続きます）

関西みらい銀行

10.中途解約時のお取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の期限前解約利率により利息を計算し、元金とともにお支払いいたします。**この場合、解約時の金利情勢によりお支払いする利息が0円となる場合があります。** また、前記6.の中間利払いが行われている場合は、**期日前解約利息が支払済みの中間利払額より少ないときは、その差額を、解約する自由金利型定期預金の元本から差引いてお支払いします。** ① 解約日までの日数が1カ月未満 次のＡ．Ｂ．Ｃ．により計算した利率のうち、最も低い利率。（ただし、最低0%） Ａ．解約日の普通預金利率 Ｂ．約定利率－約定利率×30% Ｃ．約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ② 解約日までの日数が1カ月以上 次のＡ．Ｂ．により計算した利率のうち、低い方の利率。（ただし、最低0%） Ａ．約定利率－約定利率×30% Ｂ．約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ＊「基準利率」とは、解約日にこの預金の元金を満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。
11.当社が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
12.その他ご留意いただく事項	① この預金は、預金保険制度の対象となります。 ② 個人のお客さまの場合、リテール口座「ゆとりの通帳」にお預入れできます。 ③ この預金は、一部解約はできません。 ④ この預金は「自由金利型定期預金規定」によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。